

【書類名】 刊行物等提出書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 太田信一郎殿

【事件の表示】

【出願番号】 商願 2002 - 45376

【提出者】 省略

(【識別番号】 )

【住所又は居所】 省略

【氏名又は名称】 省略

【提出する刊行物等】 「2ちゃんねる宣言」及び「2典」

【提出の理由】

1. 添付いたしました刊行物からお分かりの通り、本件で登録出願されているキャラクターは、主としてインターネット上で用いられている

ものであるにもかかわらず、書籍物に掲載され、または表紙を飾るほどに周知有名なキャラクターです。これを商標として用いたとしても、

需要者が特定個人・団体を認識出来得る商標として用いる事は困難と思われます。

よって、商標法第3条1項6号に抵触する出願である疑いがあります。

1. 本件で商標登録出願されているキャラクターは、添付いたしました刊行物からお分かり頂ける通り、インターネットによるコミュニティーの

中で不特定多数の人の手を経て育まれて来たキャラクターであります。これを商標登録し営利を得る事は明らかに商売道徳・倫理

に反する行為です。

よって、商標法第4条1項7号に抵触する出願である疑いがあります。